

札幌第4 地方合同庁舎（2期）整備等事業の入札説明書・同添付資料等の訂正表（第1回）その2

令和8年6月10日に公表した札幌第4 地方合同庁舎（2期）整備等事業 入札説明書・同添付資料等に関し、以下のとおり訂正する。

No.	資料名	項数	行数	項目	訂正前	訂正後
6	資料-1_事業契約書（案）	2	33	第8条	本事業は、事業契約書等に定める次の各号に掲げる業務、これらの業務の実施に係る資金調達及びこれらに付随し、又は関連する一切の業務（附帯事業を含む。）により構成されるものとし、事業者は本事業に関連のない事業を行ってはならない。	本事業は、事業契約書等に定める次の各号に掲げる業務、これらの業務の実施に係る資金調達及びこれらに付随し、又は関連する一切の業務（附帯事業を含む。）により構成されるものとし、事業者は本事業に関連のない事業を行ってはならない。 <u>なお、国及び事業者は、既存庁舎の解体撤去並びに外構（新設①）のうち植栽及び工作物（舗装）について、(i)第31条に基づき要求水準を変更しない限り、本項第二号に掲げる業務の対象に含まれないこと、(ii)国及び事業者の権利及び義務を定める事業契約書等の規定は、本項第二号に掲げる業務の全部又は一部を対象とすることについて要求水準が変更された場合に限り適用されることを確認する。ただし、西館等から外構（新設①）のうち植栽及び工作物（舗装）を除く定めは、本契約締結日より効力を有するものとする。</u>
7	資料-1_事業契約書（案）	3	8	第8条	3 事業者は、西館等（外構（新設①）のうち植栽及び工作物（舗装）並びに外構（新設②）を除く）施設整備業務並びに東館等のうち東館及び車庫の改修整備業務を完成させ、引渡予定日に国に西館等（外構（新設①）のうち植栽及び工作物（舗装）並びに外構（新設②）を除く）を引き渡す。	3 事業者は、西館等（外構（新設①）のうち植栽及び工作物（舗装）並びに外構（新設②）を除く）施設整備業務並びに東館等のうち東館及び車庫の改修整備業務を完了させ、引渡予定日に国に西館等（外構（新設①）のうち植栽及び工作物（舗装）並びに外構（新設②）を除く）を引き渡す。
8	資料-1_事業契約書（案）	27	34	第66条	事業者は、東館等（車庫を除く）の使用開始日、西館等（外構（新設①）のうち植栽及び工作物（舗装）並びに外構（新設②）を除く）の引渡日、その他業務要求水準書に定められる時期又は国が事業者との協議の上定めた時期までに、それぞれ業務要求水準書に定められる又は国が必要と認め事業者と協議の上定めた業務実施計画書等を国に提出し、業務要求水準書及び事業計画書を満たしていることの確認を受けなければならない。	事業者は、東館等（車庫を除く）の使用開始日、西館等（外構（新設①）のうち植栽及び工作物（舗装）並びに外構（新設②）を除く）の引渡日、 <u>外構（新設①）のうち植栽及び工作物（舗装）並びに外構（新設②）の引渡日、</u> その他業務要求水準書に定められる時期又は国が事業者との協議の上定めた時期までに、それぞれ業務要求水準書に定められる又は国が必要と認め事業者と協議の上定めた業務実施計画書等を国に提出し、業務要求水準書及び事業計画書を満たしていることの確認を受けなければならない。

No.	資料名	項数	行数	項目	訂正前	訂正後
9	資料-1_事業契約書（案）	28	5	第66条	2 事業者は、東館等（車庫を除く）の使用開始日又は西館等（外構（新設①）のうち植栽及び工作物（舗装）並びに外構（新設②）を除く）の引渡しまでに、それぞれ業務要求水準書及び事業計画書並びに前項の業務実施計画書等のとおり維持管理・運営業務を実施するために必要となる人員、器具及び設備等を準備して、国の承諾を得なければならない。	2 事業者は、東館等（車庫を除く）の使用開始日、西館等（外構（新設①）のうち植栽及び工作物（舗装）並びに外構（新設②）を除く）の引渡し又は外構（新設①）のうち植栽及び工作物（舗装）並びに外構（新設②）までに、それぞれ業務要求水準書及び事業計画書並びに前項の業務実施計画書等のとおり維持管理・運営業務を実施するために必要となる人員、器具及び設備等を準備して、国の承諾を得なければならない。
10	資料-1_事業契約書（案）	31	19	第77条	2 国は、東館等（車庫を除く）の使用開始以降又は西館等（外構（新設①）のうち植栽及び工作物（舗装）並びに外構（新設②）を除く）の引渡し以降、事業者の帰責事由により維持管理・運営業務が開始されない場合には、東館等（車庫を除く）の使用開始以降又は西館等（外構（新設①）のうち植栽及び工作物（舗装）並びに外構（新設②）を除く）の引渡し以降から実際に維持管理・運営業務が開始された日の前日までの期間（両日を含む。）に相当する維持管理・運営費及びその他の費用を支払わない。	2 国は、東館等（車庫を除く）の使用開始以降、西館等（外構（新設①）のうち植栽及び工作物（舗装）並びに外構（新設②）を除く）又は外構（新設①）のうち植栽及び工作物（舗装）並びに外構（新設②）の引渡し以降、事業者の帰責事由により維持管理・運営業務が開始されない場合には、東館等（車庫を除く）の使用開始以降、西館等（外構（新設①）のうち植栽及び工作物（舗装）並びに外構（新設②）を除く）の引渡し以降又は外構（新設①）のうち植栽及び工作物（舗装）並びに外構（新設②）の引渡し以降から実際に維持管理・運営業務が開始された日の前日までの期間（両日を含む。）に相当する維持管理・運営費及びその他の費用を支払わない。
11	資料-1_事業契約書（案）	31	25	第77条	3 国は、東館等（車庫を除く）の使用開始以降又は西館等（外構（新設①）のうち植栽及び工作物（舗装）並びに外構（新設②）を除く）の引渡し以降、国の帰責事由により事業者が維持管理・運営業務の全部又は一部を開始できない場合には、当該維持管理・運営業務の全部又は一部に相当する維持管理・運営費を支払わない。ただし、本項の場合において当該維持管理・運営業務の全部又は一部に関して事業者が負担を免れない合理的な費用に相当する金額については国が負担し、国は事業者と協議の上、当該金額とその支払方法について定める。	3 国は、東館等（車庫を除く）の使用開始以降、西館等（外構（新設①）のうち植栽及び工作物（舗装）並びに外構（新設②）を除く）又は外構（新設①）のうち植栽及び工作物（舗装）並びに外構（新設②）の引渡し以降、国の帰責事由により事業者が維持管理・運営業務の全部又は一部を開始できない場合には、当該維持管理・運営業務の全部又は一部に相当する維持管理・運営費を支払わない。ただし、本項の場合において当該維持管理・運営業務の全部又は一部に関して事業者が負担を免れない合理的な費用に相当する金額については国が負担し、国は事業者と協議の上、当該金額とその支払方法について定める。

No.	資料名	項数	行数	項目	訂正前	訂正後
12	資料-1_事業契約書（案）	41	15	第92条	国は、本契約の締結日から整備対象施設の引渡しまでの間に、第7章第1節第89条第1項により本契約の全部又は一部を解除する場合には、次の各号に掲げる措置をとる。ただし、西館等（外構（新設①）のうち植栽及び工作物（舗装）並びに外構（新設②）を除く）の引渡しが行われている場合には西館等（外構（新設①）のうち植栽及び工作物（舗装）並びに外構（新設②）を除く）については第7章第3節第95条第1項第二号及び第四号を準用する。	国は、本契約の締結日から整備対象施設の引渡しまでの間に、第7章第1節第89条第1項により本契約の全部又は一部を解除する場合には、次の各号に掲げる措置をとる。ただし、西館等（外構（新設①）のうち植栽及び工作物（舗装）並びに外構（新設②）を除く）の引渡し以降は西館等（外構（新設①）のうち植栽及び工作物（舗装）並びに外構（新設②）を除く）については第7章第3節第95条第1項第二号及び第四号を準用する。
13	資料-1_事業契約書（案）	42	6	第93条	国は、本契約の締結から整備対象施設の引渡しまでの間に、第7章第1節第86条第1項各号若しくは同条第2項各号のいずれかにより本契約の全部又は一部を解除する場合又は同条第4項の適用がある場合には、以下の各号の措置をとる。ただし、西館等（外構（新設①）のうち植栽及び工作物（舗装）並びに外構（新設②）を除く）の引渡し以降は、西館等（外構（新設①）のうち植栽及び工作物（舗装）並びに外構（新設②）を除く）については第7章第3節第93条第1項第二号及び第四号を準用する。	国は、本契約の締結から整備対象施設の引渡しまでの間に、第7章第1節第86条第1項各号若しくは同条第2項各号のいずれかにより本契約の全部又は一部を解除する場合又は同条第4項の適用がある場合には、以下の各号の措置をとる。
14	資料-1_事業契約書（案）	43	15	第94条	事業者は、整備対象施設の引渡し以降において、第7章第1節第88条により本契約を解除する場合には、国に対して本契約を解除する旨を通知し、本契約を解除する。ただし、外構（新設①）のうち植栽及び工作物（舗装）並びに外構（新設②）の引渡しまでは、外構（新設①）のうち植栽及び工作物（舗装）並びに外構（新設②）については第7章第2節第91条第1項第二号及び第四号を準用する。	事業者は、整備対象施設の引渡し以降において、第7章第1節第88条により本契約を解除する場合には、国に対して本契約を解除する旨を通知し、本契約を解除する。
15	資料-1_事業契約書（案）	43	19	第94条	2 国は、整備対象施設の引渡し以降において、第7章第1節第87条又は第7章第1節第88条により国又は事業者が本契約を解除した場合、次の各号に掲げる措置をとる。ただし、外構（新設①）のうち植栽及び工作物（舗装）並びに外構（新設②）の引渡しまでは、外構（新設①）のうち植栽及び工作物（舗装）並びに外構（新設②）については第7章第2節第91条第2項第二号及び第四号を準用する。	2 国は、整備対象施設の引渡し以降において、第7章第1節第87条又は第7章第1節第88条により国又は事業者が本契約を解除した場合、次の各号に掲げる措置をとる。
16	資料-1_事業契約書（案）	65	9	別紙6 物価等の変動に基づく本件業務費及び本件工事費の改定	※3 業務要求水準書 第4章、施設整備 第6節 業務の実施 3、設計業務（4）設計 c. 工事段階で設計者が行う実施設計に関する業務については、内訳において実施設計と区分して人工及び金額を示している場合、かつ設計業務計画書において当該業務の実施時期が明記されている場合に限り、当該業務を実施設計とは区分してスライド協議の請求ができるものとする。	※3 業務要求水準書 第4章、施設整備 第6節 業務の実施 3、設計業務（5）設計 c. 工事段階で設計者が行う実施設計に関する業務については、内訳において実施設計と区分して人工及び金額を示している場合に限り、当該業務を実施設計とは区分してスライド協議の請求ができるものとする。

No.	資料名	項数	行数	項目	訂正前	訂正後
17	資料-1_事業契約書（案）	68	8	別紙6 物価等の変動に基づく本件業務費及び本件工事費の改定	<p>①「施工計画段階実施業務」とは、事業者が契約図書に基づき当該科目に係る施工計画について確認、検討する段階に実施する業務とする。</p> <p>②「施工前段階実施業務」とは、事業者が契約図書に基づき当該科目に係る施工図等を検討する段階（仮設工事の場合は、工事請負者が作成する当該仮設に係る図等（例：総合仮設計画図）を確認する段階）に実施する業務とする。</p> <p>③「施工段階実施業務」とは、事業者が契約図書に基づき当該科目に係る施工の確認を行う段階（仮設工事の場合は、対象となる仮設物が存置されている段階）に実施する業務とする。</p>	<p>①「施工計画段階実施業務」とは、事業者が事業契約書等に基づき当該科目に係る施工計画について確認、検討する段階に実施する業務とする。</p> <p>②「施工前段階実施業務」とは、事業者が事業契約書等に基づき当該科目に係る施工図等を検討する段階（仮設工事の場合は、工事請負者が作成する当該仮設に係る図等（例：総合仮設計画図）を確認する段階）に実施する業務とする。</p> <p>③「施工段階実施業務」とは、事業者が事業契約書等に基づき当該科目に係る施工の確認を行う段階（仮設工事の場合は、対象となる仮設物が存置されている段階）に実施する業務とする。</p>
18	資料-1_事業契約書（案）	71	22	別紙6 物価等の変動に基づく本件業務費及び本件工事費の改定	<p>イ 事業段階ごとの算定方法</p> <p>(ウ) 事業契約締結日から工事着手日前日まで</p> <p>①増額スライド額については、次式により算定する。 $S \text{ 増} = [P2 - P1 - (P1 \times 15/1,000)]$ この式において、S増、P1及びP2は、それぞれ次の額を表すものとする。 S増：増額スライド額 P1：入札時に提出した、様式B-6-20「建設工事費」に記載された額 P2：変動後（基準日）の賃金又は物価を基礎として算出したP1に相当する額。具体的な算定方法は、以下の式のとおり $P2 = P1 \times (\text{基準日が属する月の指数の確報値}) /$ (入札締切日が属する月の指数の確報値)</p>	<p>イ 事業段階ごとの算定方法</p> <p>(ア) 事業契約締結日から工事着手日前日まで</p> <p>①増額スライド額については、次式により算定する。 $S \text{ 増} = [P2 - P1 - (P1 \times 15/1,000)]$ この式において、S増、P1及びP2は、それぞれ次の額を表すものとする。 S増：増額スライド額 P1：入札時に提出した、様式B-6-20「建設工事費」に記載された額 P2：変動後（基準日）の賃金又は物価を基礎として算出したP1に相当する額。具体的な算定方法は、以下の式のとおり $P2 = P1 \times (\text{基準日が属する月の指数の確報値}) /$ (入札締切日が属する月の指数の確報値)</p>
19	資料-1_事業契約書（案）	72	16	別紙6 物価等の変動に基づく本件業務費及び本件工事費の改定	<p>(エ) 工事着手日から工事完了日まで</p> <p>①増額スライド額については、次式により算定する。 $S \text{ 増}' = [P2' - P1' - (P1' \times 15/1,000)]$ この式において、S増'、P1'及びP2'は、それぞれ次の額を表すものとする。 S増'：増額スライド額 P1'：本件工事費から基準日における出来形部分に相応する本件工事費を控除した額 P2'：変動後（基準日）の賃金又は物価を基礎として算出したP1に相当する額。具体的な算定方法は、以下の式のとおり $P2' = P1' \times (\text{基準日が属する月の指数の確報値}) /$ (工事着手日が属する月の指数の確報値)</p>	<p>(イ) 工事着手日から工事完了日まで</p> <p>①増額スライド額については、次式により算定する。 $S \text{ 増}' = [P2' - P1' - (P1' \times 15/1,000)]$ この式において、S増'、P1'及びP2'は、それぞれ次の額を表すものとする。 S増'：増額スライド額 P1'：本件工事費から基準日における出来形部分に相応する本件工事費を控除した額 P2'：変動後（基準日）の賃金又は物価を基礎として算出したP1に相当する額。具体的な算定方法は、以下の式のとおり $P2' = P1' \times (\text{基準日が属する月の指数の確報値}) /$ (工事着手日が属する月の指数の確報値)</p>

No.	資料名	項数	行数	項目	訂正前	訂正後
20	資料-1-1_事業者等が付す保険等	1	26	第1_1_(3)	③ 保証金額は、本件工事費等（消費税及び地方消費税を含む。）の10分の1以上とする。ただし、外構（新設②）を除く整備対象施設の引渡しが行われた場合には、西館等施設整備業務並びに東館等のうち東館及び車庫の改修整備業務にかかる本件工事費を減額した額とすることができる。なお、事業者又は設計企業、建設企業若しくは工事監理企業の何れによる契約不履行の場合であっても、保証金額は上記のとおりとする。	③ 保証金額は、本件工事費等（消費税及び地方消費税を含む。）の10分の1以上とする。ただし、外構（新設①）のうち植栽及び工作物（舗装）並びに外構（新設②）を除く整備対象施設の引渡しが行われた場合には、西館等施設整備業務並びに東館等のうち東館及び車庫の改修整備業務にかかる本件工事費を減額した額とすることができる。なお、事業者又は設計企業、建設企業若しくは工事監理企業の何れによる契約不履行の場合であっても、保証金額は上記のとおりとする。
21	資料-1-1_事業者等が付す保険等	2	12	第1_2_(3)	③ 保険（保証）金額は、本件工事費等（消費税及び地方消費税を含む。）の10分の1以上とする。ただし、外構（新設②）を除く整備対象施設の引渡しが行われた場合には、西館等施設整備業務並びに東館等のうち東館及び車庫の改修整備業務にかかる本件工事費を減額した額とすることができる。なお、事業者又は設計企業、建設企業若しくは工事監理企業の何れによる契約不履行の場合であっても、保険（保証）金額は上記のとおりとする。	③ 保険（保証）金額は、本件工事費等（消費税及び地方消費税を含む。）の10分の1以上とする。ただし、外構（新設①）のうち植栽及び工作物（舗装）並びに外構（新設②）を除く整備対象施設の引渡しが行われた場合には、西館等施設整備業務並びに東館等のうち東館及び車庫の改修整備業務にかかる本件工事費を減額した額とすることができる。なお、事業者又は設計企業、建設企業若しくは工事監理企業の何れによる契約不履行の場合であっても、保険（保証）金額は上記のとおりとする。
22	資料-1-1_事業者等が付す保険等	2	27	第2_1_(3)	① 担保範囲は、本事業の契約対象となるすべての工事を対象とする。	① 担保範囲は、原則として本事業の契約対象となるすべての工事を対象とする。
23	資料-1-1_事業者等が付す保険等	2	28	第2_1_(3)	② 保険期間は、整備対象施設の着工日から外構（新設②）引渡日までの全期間とする。	② 保険期間は、整備対象施設の着工日から引渡日までの全期間とする。
24	資料-1-1_事業者等が付す保険等	3	5	第2_1_(3)	⑤ 保険金額は、本件工事費（消費税及び地方消費税を含む。）とする。ただし、外構（新設②）を除く整備対象施設の引渡しが行われた場合には、西館等施設整備業務並びに東館等のうち東館及び車庫の改修整備業務にかかる本件工事費を減額した額とすることができる。	⑤ 保険金額は、本件工事費（消費税及び地方消費税を含む。）とする。ただし、外構（新設①）のうち植栽及び工作物（舗装）並びに外構（新設②）を除く整備対象施設の引渡しが行われた場合には、西館等施設整備業務並びに東館等のうち東館及び車庫の改修整備業務にかかる本件工事費を減額した額とすることができる。
25	資料-1-1_事業者等が付す保険等	3	19	第2_2_(3)	② 保険期間は、整備対象施設の着工日から外構（新設②）引渡日までの全期間とする。	② 保険期間は、整備対象施設の着工日から引渡日までの全期間とする。

No.	資料名	項数	行数	項目	訂正前	訂正後
26	資料-1-3_事業費の算定及び支払方法	4	6	第2_1	<p>施設整備に係る対価のうち、施設費A-1に係る消費税等は、令和12年度末に支払い、施設費A-1の施設費は、西館等の維持管理・運営中、原則として平準化して支払うものとする。なお、割賦手数料は、西館等の引渡日以降、令和13年度を除き、事業期間にわたり割賦手数料の料率に基づき算定し支払うものとする。</p> <p>施設費A-2、施設費B及びそれらに係る消費税等は、令和14年度に支払うものとする。</p> <p>維持管理・運営に係る対価は、東館等及び西館等のそれぞれの維持管理・運營業務開始日以降事業期間にわたり業務量に応じて対価を支払うものとする</p>	<p>施設整備に係る対価のうち、施設費Aに係る消費税等は、令和12年度末に支払い、施設費A-1の施設費は、西館等の維持管理・運営中、原則として平準化して支払うものとする。なお、割賦手数料は、西館等の引渡日以降、令和13年度を除き、事業期間にわたり割賦手数料の料率に基づき算定し支払うものとする。</p> <p>施設費A-2は、令和13年度に支払うものとする。施設費B及び施設費Bに係る消費税等は、令和14年度に支払うものとする。</p> <p>維持管理・運営に係る対価は、東館等及び西館等のそれぞれの維持管理・運營業務開始日以降事業期間にわたり業務量に応じて対価を支払うものとする。</p>
27	資料-1-3_事業費の算定及び支払方法	4	14	第2_1		
28	資料-1-3_事業費の算定及び支払方法	4	15	第2_1	<p>※国は、予算上の都合その他の必要があるときは、各会計年度における支払限度額を変更する場合がある。</p>	(削除)
29	資料-1-3_事業費の算定及び支払方法	5	3	第2_2	<p>国は、事業費について、3.で算定された各費用の支払額及びその各々に係る消費税等（施設費A-1に係る消費税等を除く。）を、原則として、毎回、国が事業者からの請求を適法に受理した後30日以内に、かつ各半期末の翌月末までに支払う。なお、支払日の当日が閉庁日の場合はその前日までに支払うものとする。</p>	<p>国は、事業費について、3.で算定された各費用の支払額及びその各々に係る消費税等（施設費Aに係る消費税等を除く。）を、原則として、毎回、国が事業者からの請求を適法に受理した後30日以内に、かつ各半期末の翌月末までに支払う。なお、支払日の当日が閉庁日の場合はその前日までに支払うものとする。</p>
30	資料-1-3_事業費の算定及び支払方法	5	30	第2_3(1)①ア(イ)	<p>施設費A-2について、支払時期は令和14年度を予定しているが、かかる割賦手数料を支払うことは想定していない。ただし、国は、予算上の都合その他の必要があるときは、各会計年度における支払限度額を変更する場合がある。</p>	<p>施設費A-2については、西館等の引渡日の翌日以降、国が事業者からの請求を適法に受理した後30日以内に一括して支払う。</p> <p>具体的には、事業者が国に対して西館等の引渡日翌日である令和13年4月1日に請求を行い、国は令和13年5月1日までに支払いをするものとする。</p>
31	資料-1-3_事業費の算定及び支払方法	6	31	第2_3(1)②イ(ウ)	<p>各支払(予定)期日に支払回数に対応して施設費を①の方法に従い支払うこととした場合に、(イ)の割引係数をもとに算定した、元利払いの金利確定日における現在価値が、引渡時の施設費A(割賦原価)の金利確定日における現在価値と同額となるように算定されるクーポンレートを基準金利とする。</p>	<p>各支払(予定)期日に支払回数に対応して施設費を①の方法に従い支払うこととした場合に、(イ)の割引係数をもとに算定した、元利払いの金利確定日における現在価値が、引渡時の施設費A-1(割賦原価)の金利確定日における現在価値と同額となるように算定されるクーポンレートを基準金利とする。</p>

No.	資料名	項数	行数	項目	訂正前	訂正後																																																																																																																																																																																																																																								
32	資料-1-3_事業費の算定及び支払方法	7	5	第2_3_(1)_③	消費税等(消費税及び地方消費税)については、施設費A-1、施設費A-2及び施設費Bの区分ごとにその相当額を算定し、施設費A-1に係る消費税等については令和12年度の西館等の引渡が完了し、国の完了確認後に、施設費A-2に係る消費税等については令和14年度に、施設費Bに係る消費税等については令和14年度に既存庁舎等に係る解体撤去業務及び外構(新設②)に係る施設整備業務が完了し、国の完了確認後にそれぞれ一括して支払う。 ただし、施設費A-2に係る消費税等の支払時期に関して、国は予算上の都合その他の必要があるときは、各会計年度における支払限度額を変更する場合がある。	消費税等(消費税及び地方消費税)については、施設費A及び施設費Bの区分ごとにその相当額を算定し、施設費Aに係る消費税等については令和12年度の西館等の引渡が完了し、国の完了確認後に、施設費Bに係る消費税等については令和14年度に既存庁舎等に係る解体撤去業務及び外構(新設②)に係る施設整備業務が完了し、国の完了確認後にそれぞれ一括して支払う。																																																																																																																																																																																																																																								
33	資料-4_提出書類の記載要領	6	28	第1_2_(3)_フ	フ 警備業法の認定証の写し 警備業務に携わる運営企業は警備業法第4条に基づく認定を受けた認定証の写しを添付すること。	フ 警備業法の認定を受けたことを示す標識の写し 警備業務に携わる運営企業は、警備業法に基づく都道府県公安委員会の認定を受けたことを示す内閣府令で定める様式の標識の写しを添付すること。																																																																																																																																																																																																																																								
34	資料-4_提出書類の記載要領	17	-	第1_5_(2)_B_a 表内	<p><各様式の記載事項 B-3: 災害応急活動拠点として十分な防災性能を備え、地域防災にも貢献する施設整備></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>記載事項</th> <th>様式番号</th> <th>枚数</th> <th>記載上の留意事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>広域災害活動を行う施設としての十分な機能確保(耐震安全性に配慮した施設整備)</td> <td>B-3</td> <td>2</td> <td>下記項目について、提案の規模、範囲(部位、箇所等)、効果等を含めて具体的に記載すること。 <留意事項> ・(B-1-1に同じ) ・業務継続のための機能確保・施設整備(B-3-2)以外について記載すること。 【職員、来庁者等の安全性に配慮した施設整備】 ・震災に対応する効果的かつ効率的な施設整備の具体的なかつ効率的な手法について記載すること。 ・職員、来庁者等の安全を確保するための技術的水準や手法について記載すること。</td> </tr> <tr> <td>業務継続のための機能確保、対浸水を含めた防災対策</td> <td>B-3</td> <td>2</td> <td>下記項目について、提案の規模、範囲(部位、箇所等)、効果等を含めて具体的に記載すること。 <留意事項> ・(B-1-1に同じ) 【入居官署の業務継続計画に対応した施設整備】 ・ライフライン途絶時においても、想定される活動機能を維持するための具体的な方策について記載すること。 ・耐震性の向上以外に、災害応急対策活動の実施や業務継続のための具体的な方策について記載すること。 ・冬の災害発生に対する業務継続のための考え方、方策について記載すること。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(後略)</p>	記載事項	様式番号	枚数	記載上の留意事項	広域災害活動を行う施設としての十分な機能確保(耐震安全性に配慮した施設整備)	B-3	2	下記項目について、提案の規模、範囲(部位、箇所等)、効果等を含めて具体的に記載すること。 <留意事項> ・(B-1-1に同じ) ・業務継続のための機能確保・施設整備(B-3-2)以外について記載すること。 【職員、来庁者等の安全性に配慮した施設整備】 ・震災に対応する効果的かつ効率的な施設整備の具体的なかつ効率的な手法について記載すること。 ・職員、来庁者等の安全を確保するための技術的水準や手法について記載すること。	業務継続のための機能確保、対浸水を含めた防災対策	B-3	2	下記項目について、提案の規模、範囲(部位、箇所等)、効果等を含めて具体的に記載すること。 <留意事項> ・(B-1-1に同じ) 【入居官署の業務継続計画に対応した施設整備】 ・ライフライン途絶時においても、想定される活動機能を維持するための具体的な方策について記載すること。 ・耐震性の向上以外に、災害応急対策活動の実施や業務継続のための具体的な方策について記載すること。 ・冬の災害発生に対する業務継続のための考え方、方策について記載すること。	<p><各様式の記載事項 B-3: 災害応急活動拠点として十分な防災性能を備え、地域防災にも貢献する施設整備></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>記載事項</th> <th>様式番号</th> <th>枚数</th> <th>記載上の留意事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>広域災害活動を行う施設としての十分な機能確保(耐震安全性に配慮した施設整備)</td> <td>B-3</td> <td>2</td> <td>下記項目について、提案の規模、範囲(部位、箇所等)、効果等を含めて具体的に記載すること。 <留意事項> ・(B-1-1に同じ) ・業務継続のための機能確保・施設整備(B-3-2)以外について記載すること。 【職員、来庁者等の安全性に配慮した施設整備】 ・震災に対応する効果的かつ効率的な施設整備の具体的なかつ効率的な手法について記載すること。 ・職員、来庁者等の安全を確保するための技術的水準や手法について記載すること。</td> </tr> <tr> <td>業務継続のための機能確保、対浸水を含めた防災対策</td> <td>B-3</td> <td>2</td> <td>下記項目について、提案の規模、範囲(部位、箇所等)、効果等を含めて具体的に記載すること。 <留意事項> ・(B-1-1に同じ) 【入居官署の業務継続計画に対応した施設整備】 ・ライフライン途絶時においても、想定される活動機能を維持するための具体的な方策について記載すること。 ・耐震性の向上以外に、災害応急対策活動の実施や業務継続のための具体的な方策について記載すること。 ・冬の災害発生に対する業務継続のための考え方、方策について記載すること。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(後略)</p>	記載事項	様式番号	枚数	記載上の留意事項	広域災害活動を行う施設としての十分な機能確保(耐震安全性に配慮した施設整備)	B-3	2	下記項目について、提案の規模、範囲(部位、箇所等)、効果等を含めて具体的に記載すること。 <留意事項> ・(B-1-1に同じ) ・業務継続のための機能確保・施設整備(B-3-2)以外について記載すること。 【職員、来庁者等の安全性に配慮した施設整備】 ・震災に対応する効果的かつ効率的な施設整備の具体的なかつ効率的な手法について記載すること。 ・職員、来庁者等の安全を確保するための技術的水準や手法について記載すること。	業務継続のための機能確保、対浸水を含めた防災対策	B-3	2	下記項目について、提案の規模、範囲(部位、箇所等)、効果等を含めて具体的に記載すること。 <留意事項> ・(B-1-1に同じ) 【入居官署の業務継続計画に対応した施設整備】 ・ライフライン途絶時においても、想定される活動機能を維持するための具体的な方策について記載すること。 ・耐震性の向上以外に、災害応急対策活動の実施や業務継続のための具体的な方策について記載すること。 ・冬の災害発生に対する業務継続のための考え方、方策について記載すること。																																																																																																																																																																																																																
記載事項	様式番号	枚数	記載上の留意事項																																																																																																																																																																																																																																											
広域災害活動を行う施設としての十分な機能確保(耐震安全性に配慮した施設整備)	B-3	2	下記項目について、提案の規模、範囲(部位、箇所等)、効果等を含めて具体的に記載すること。 <留意事項> ・(B-1-1に同じ) ・業務継続のための機能確保・施設整備(B-3-2)以外について記載すること。 【職員、来庁者等の安全性に配慮した施設整備】 ・震災に対応する効果的かつ効率的な施設整備の具体的なかつ効率的な手法について記載すること。 ・職員、来庁者等の安全を確保するための技術的水準や手法について記載すること。																																																																																																																																																																																																																																											
業務継続のための機能確保、対浸水を含めた防災対策	B-3	2	下記項目について、提案の規模、範囲(部位、箇所等)、効果等を含めて具体的に記載すること。 <留意事項> ・(B-1-1に同じ) 【入居官署の業務継続計画に対応した施設整備】 ・ライフライン途絶時においても、想定される活動機能を維持するための具体的な方策について記載すること。 ・耐震性の向上以外に、災害応急対策活動の実施や業務継続のための具体的な方策について記載すること。 ・冬の災害発生に対する業務継続のための考え方、方策について記載すること。																																																																																																																																																																																																																																											
記載事項	様式番号	枚数	記載上の留意事項																																																																																																																																																																																																																																											
広域災害活動を行う施設としての十分な機能確保(耐震安全性に配慮した施設整備)	B-3	2	下記項目について、提案の規模、範囲(部位、箇所等)、効果等を含めて具体的に記載すること。 <留意事項> ・(B-1-1に同じ) ・業務継続のための機能確保・施設整備(B-3-2)以外について記載すること。 【職員、来庁者等の安全性に配慮した施設整備】 ・震災に対応する効果的かつ効率的な施設整備の具体的なかつ効率的な手法について記載すること。 ・職員、来庁者等の安全を確保するための技術的水準や手法について記載すること。																																																																																																																																																																																																																																											
業務継続のための機能確保、対浸水を含めた防災対策	B-3	2	下記項目について、提案の規模、範囲(部位、箇所等)、効果等を含めて具体的に記載すること。 <留意事項> ・(B-1-1に同じ) 【入居官署の業務継続計画に対応した施設整備】 ・ライフライン途絶時においても、想定される活動機能を維持するための具体的な方策について記載すること。 ・耐震性の向上以外に、災害応急対策活動の実施や業務継続のための具体的な方策について記載すること。 ・冬の災害発生に対する業務継続のための考え方、方策について記載すること。																																																																																																																																																																																																																																											
35	資料-4_提出書類の記載要領	20	-	第1_5_(2)_B_b 表内	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>外観バース</td> <td>B-6-4</td> <td></td> <td></td> <td>・ 全体鳥瞰バース 2枚 ・ アイレベル 2枚</td> </tr> <tr> <td>内観バース</td> <td>B-6-5</td> <td>—</td> <td></td> <td>・ エントランスコリドーを含む2箇所について記載する。</td> </tr> </tbody> </table>	外観バース	B-6-4			・ 全体鳥瞰バース 2枚 ・ アイレベル 2枚	内観バース	B-6-5	—		・ エントランスコリドーを含む2箇所について記載する。	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>外観バース</td> <td>B-6-4</td> <td>4</td> <td>—</td> <td>・ 全体鳥瞰バース 2枚 ・ アイレベル 2枚</td> </tr> <tr> <td>内観バース</td> <td>B-6-5</td> <td>2</td> <td>—</td> <td>・ エントランスコリドーを含む2箇所について記載する。</td> </tr> </tbody> </table>	外観バース	B-6-4	4	—	・ 全体鳥瞰バース 2枚 ・ アイレベル 2枚	内観バース	B-6-5	2	—	・ エントランスコリドーを含む2箇所について記載する。																																																																																																																																																																																																																				
外観バース	B-6-4			・ 全体鳥瞰バース 2枚 ・ アイレベル 2枚																																																																																																																																																																																																																																										
内観バース	B-6-5	—		・ エントランスコリドーを含む2箇所について記載する。																																																																																																																																																																																																																																										
外観バース	B-6-4	4	—	・ 全体鳥瞰バース 2枚 ・ アイレベル 2枚																																																																																																																																																																																																																																										
内観バース	B-6-5	2	—	・ エントランスコリドーを含む2箇所について記載する。																																																																																																																																																																																																																																										
36	【添付資料5-2】_「諸室ごとの業務実施時間帯及び立入りの制限」	2~4	-	表 1-2行目	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">西館・札幌開発建設部</th> <th colspan="24">清掃業務範囲</th> <th rowspan="2">時間帯</th> <th rowspan="2">入室許可</th> </tr> <tr> <th>1</th><th>2</th><th>3</th><th>4</th><th>5</th><th>6</th><th>7</th><th>8</th><th>9</th><th>10</th><th>11</th><th>12</th><th>13</th><th>14</th><th>15</th><th>16</th><th>17</th><th>18</th><th>19</th><th>20</th><th>21</th><th>22</th><th>23</th><th>24</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> <td>清掃項目</td> <td>日常清掃</td> <td>ごみ分別清掃</td> <td>定期清掃</td> <td>非常時清掃</td> <td>点検等</td> <td>左記業務</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td><td>8</td><td>9</td><td>10</td><td>11</td><td>12</td><td>13</td><td>14</td><td>15</td><td>16</td><td>17</td><td>18</td><td>19</td><td>20</td><td>21</td><td>22</td><td>23</td><td>24</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	西館・札幌開発建設部	清掃業務範囲																								時間帯	入室許可	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24																											清掃項目	日常清掃	ごみ分別清掃	定期清掃	非常時清掃	点検等	左記業務		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24								<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">西館・札幌開発建設部</th> <th colspan="24">清掃業務範囲</th> <th rowspan="2">時間帯</th> <th rowspan="2">入室許可</th> </tr> <tr> <th>1</th><th>2</th><th>3</th><th>4</th><th>5</th><th>6</th><th>7</th><th>8</th><th>9</th><th>10</th><th>11</th><th>12</th><th>13</th><th>14</th><th>15</th><th>16</th><th>17</th><th>18</th><th>19</th><th>20</th><th>21</th><th>22</th><th>23</th><th>24</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> <td>清掃項目</td> <td>日常清掃</td> <td>ごみ分別清掃</td> <td>定期清掃</td> <td>非常時清掃</td> <td>点検等</td> <td>左記業務</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td><td>8</td><td>9</td><td>10</td><td>11</td><td>12</td><td>13</td><td>14</td><td>15</td><td>16</td><td>17</td><td>18</td><td>19</td><td>20</td><td>21</td><td>22</td><td>23</td><td>24</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	西館・札幌開発建設部	清掃業務範囲																								時間帯	入室許可	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24																											清掃項目	日常清掃	ごみ分別清掃	定期清掃	非常時清掃	点検等	左記業務		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24							
西館・札幌開発建設部	清掃業務範囲																								時間帯	入室許可																																																																																																																																																																																																																				
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24																																																																																																																																																																																																																						
																										清掃項目	日常清掃	ごみ分別清掃	定期清掃	非常時清掃	点検等	左記業務																																																																																																																																																																																																														
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24																																																																																																																																																																																																																						
西館・札幌開発建設部	清掃業務範囲																								時間帯	入室許可																																																																																																																																																																																																																				
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24																																																																																																																																																																																																																						
																										清掃項目	日常清掃	ごみ分別清掃	定期清掃	非常時清掃	点検等	左記業務																																																																																																																																																																																																														
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24																																																																																																																																																																																																																						

No.	資料名	項数	行数	項目	訂正前	訂正後
37	【添付資料5-2】_「諸室ごとの業務実施時間帯及び立ち入りの制限」	3	-	表内「観測予報現業室 火山現業室」の行		
38	【参考資料2-1】_「敷地測量図・配置図」	3	-	図	④無線局舎 	④無線機室
39	【参考資料2-4】_解体撤去対象の既存庁舎等に関する資料	1	-	①建築物 及び ②工作物等 の表	①建築物 No.3の名称：予備電源室 No.4の名称：無線局舎 No.10-13の名称： <u>ゴミ</u> 収集箱 ②工作物等 No.1：鉄塔	①建築物 No.3の名称：発電機室 No.4の名称：無線機室 No.10-13の名称： <u>ごみ</u> 収集箱 ②工作物等 No.1： <u>通信</u> 鉄塔